新旧対比表(HaLuCa規定集)

●「旧」欄:削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄:追加・修正箇所を赤字で表示
≪個人会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項≫

【旧】2025年12月9日改定 個人会員規約	【新】2026年12月30日改定 個人会員規約	備考
第6条(付帯サービス等)	第6条(付帯サービス等)	
3会員が会員資格を喪失した場合または第8条に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。	3　会員が会員資格を喪失した場合または第8条第2項に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。	
第7条(カードの貸与)	第7条　(カードの貸与)	
2　会員は、第8条(更新カードの発行)または第9条(カードの再発行)の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りでありません。	2　会員は、第8条(カードの有効期限および更新カードの発行)第2項または第9条(カードの再発行)の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りでありません。	
4　会員は、当行が別に定める場合を除き、第8条または第9条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。	4　　会員は、当行が別に定める場合を除き、第8条第2項または第9条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。	
第8条(更新カードの発行)	第8条(カードの有効期限および更新カードの発行)	
カードの有効期限は、カードの表面上に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。当行が適当と認める場合には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。	1　カードの有効期限は、カード~~の表面上~~に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。	
	2　会員に貸与したカードの有効期限満了が近づき当行が適当と認めるとき~~場合~~には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。	
第10条(更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)	第10条(更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)	
1　会員は、第8条または第9条の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。	1　会員は、第8条第2項または第9条の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。	
3　会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第8条または第9条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。	3　会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第8条第2項または第9条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。	
第14条(暗証番号の管理)	第14条(暗証番号の管理)	
2　会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載しもしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。 (1)暗証番号 (2)(1)以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号	2　会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載しもしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載しもしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。 (1)暗証番号 (2)(1)以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号	

新旧対比表（HaLuCa規定集）

●「旧」欄：削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示
≪個人会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項≫

【旧】2025年12月9日改定 個人会員規約	【新】2026年12月30日改定 個人会員規約	備考
第20条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任）	第20条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任）	
1　カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第18条第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。	1　カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。	
2　会員は、クレジットカード本人認証サービス用のIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報（以下本条において「ID等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって選択（ただし、ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理しなければなりません。	2　会員は、クレジットカード本人認証サービス用のIDおよびパスワードもしくは~~または~~ワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報または手段（以下本条において「ID等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって選択（ただし、ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理しなければなりません。	
第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）	第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）	
2　前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトのIDおよびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限があることを確認する手段（以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。）につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。	2　前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトのIDおよびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限があることを確認する情報または手段（以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。）につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。	
第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）	第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）	
1　本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。 (1)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を仮装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。 (2)　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者（団体を含みます。）との間で取引を行うこと。 (3)　外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。 (4)　米国OFAC規制により規制される取引を行うこと。	1　本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。 (1)組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を仮装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。 (2)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者（団体を含みます。）との間で取引を行うこと。 (3)外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。 (4)米国OFAC規制など、本契約を実行するために必要となる取引（国際ブランド会社など当行と提携する者により遂行される取引を含みます。）に対し、いずれかの法域において適用されうる経済制裁に係る法令、行政命令または司法命令により規制される取引を行うこと。	
第29条（WEBサービスおよびWEB明細の利用に関する事項）	第29条（WEBサービスおよびWEB明細の利用に関する事項）	
3　会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用のために必要となるIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報（以下本条において「ID等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。	3　会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用のために必要となるIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報または手段（以下本条において「ID等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。	
第37条（カード利用可能枠等の設定等）	第37条（カード利用可能枠等の設定等）	

新旧対比表(HaLuCa規定集)

●「旧」欄:削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄:追加・修正箇所を赤字で表示
≪個人会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項≫

【旧】2025年12月9日改定 個人会員規約	【新】2026年12月30日改定 個人会員規約	備考
3　当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠もしくは割賦取引利用可能枠(以下本条において「各種利用可能枠」といいます。)を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	3　当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠または~~もしくは~~割賦取引利用可能枠(以下本条において「各種利用可能枠」といいます。)を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	
第41条(キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等)	第41条(キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等)	
3当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を減額(増減額)することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	3　当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を減額(増減額)することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	
第45条(ショッピングの利用方法)	第45条(ショッピングの利用方法)	
1　会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。ただし、加盟店が指定する場合には、暗証番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名をするなど、加盟店が指定する他の方法によるものとします。	1　会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。~~ただし、加盟店が指定する場合には、暗証番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名をするなど、加盟店が指定する他の方法によるものとします。~~	
第46条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法)	第46条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法)	
1　第45条の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。	1　第45条(ショッピングの利用方法)の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。	
2　前項の方法でショッピングを利用する場合、加盟店によっては、クレジットカード本人認証サービスの利用その他加盟店所定の方式によることを求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。	2　前項の方法でショッピングを利用する場合、~~加盟店によっては、~~クレジットカード本人認証サービスの利用その他の本人認証方式の利用~~加盟店所定の方式によること~~を求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。	
第47条(通信販売等加盟店とカード情報の登録)	第47条(通信販売等加盟店とカード情報の登録)	
1　第46条に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。	1　第46条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法)に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。	

新旧対比表（HaLuCa規定集）

●「旧」欄：削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示
≪個人会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項≫

【旧】2025年12月9日改定 個人会員規約	【新】2026年12月30日改定 個人会員規約	備考
2　会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。	2　会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。	
第49条（継続課金取引の終了等）	第49条　（継続課金取引の終了等）	
1　会員が、第48条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了しまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。	1　会員が、第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了しまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。	
第51条（ショッピング利用に係る禁止行為等）	第51条（ショッピング利用に係る禁止行為等）	
1　会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。 (1)　法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの (2)　加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品を買い受けることを前提とする商品の購入のためのもの (3)　前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、換金を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの (4)　加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨（ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。）の購入のためのもの (5)　暗号資産の購入のためのもの (6)　前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの (7)　金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの (8)　価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの (9)　不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典（付帯サービスの提供によるものを含みます。）を得ることとなるもの (10)　加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの	1　会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。 (1)　法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの (2)　加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品または権利を買い受けることを前提とする商品または権利の購入のためのもの (3)　前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、金銭の取得~~換金~~を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの (4)　加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨（ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。）の購入のためのもの (5)　暗号資産の購入のためのもの (6)　前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの (7)　金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの (8)　価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの (9)　不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典（付帯サービスの提供によるものを含みます。）を得ることとなるもの (10)　加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの	
第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）	第82条　（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）	
	3　キャッシングサービスまたはカードローンは、前項に従い現金が交付されまたは振込資金が支払口座に着金した日をもって、その利用日とします。	

新旧対比表(HaLuCa規定集)

●「旧」欄:削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄:追加・修正箇所を赤字で表示
≪個人会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項≫

<table>
<tr><th>【旧】2025年12月9日改定
個人会員規約</th><th>【新】2026年12月30日改定
個人会員規約</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>第128条(会員資格の取消)</td><td>第128条　(会員資格の取消)</td><td></td></tr>
<tr><td>(18)　第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)第2項の義務に違反し、家族会員が、第4号から第8号までもしくは第13号から第15号までのいずれかに該当しまたは第27条第2項に違反したこと。</td><td>(18)　第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)第2項の義務に違反し、家族会員が、第4号から第8号までもしくは第13号から第15号までのいずれかに該当しまたは第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第2項に違反したこと。</td><td></td></tr>
<tr><td>第131条(更新カード不発行等と本契約の終了)</td><td>第131条(更新カード不発行等と本契約の終了)</td><td></td></tr>
<tr><td>1　カードの有効期限が満了しつつ、当行が第8条(更新カードの発行)に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。</td><td>1　カードの有効期限が満了しつつ、当行が第8条(カードの有効期限および更新カードの発行)第2項に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。</td><td></td></tr>
<tr><td>2　当行が第7条(カードの貸与)、第8条(更新カードの発行)または第9条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。</td><td>2　当行が第7条(カードの貸与)、第8条(カードの有効期限および更新カードの発行)第2項または第9条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。</td><td></td></tr>
<tr><td>別表2(第63条関係)</td><td>別表2(第62条関係)</td><td></td></tr>
<tr><td>ショッピング利用手数料の手数料率表</td><td>ショッピング利用手数料の手数料率表</td><td></td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>支払回数（回）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td colspan="2">0</td><td>12.25</td><td>13.50</td><td>13.75</td><td>14.50</td></tr>
<tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td colspan="2">0</td><td>2.04</td><td>3.40</td><td>4.08</td><td>6.80</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>支払回数（回）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td colspan="2">0</td><td>14.75</td><td>16.25</td><td>16.75</td><td>17.50</td></tr>
<tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td colspan="2">0</td><td>2.46</td><td>4.10</td><td>4.92</td><td>8.20</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>(一般会員)
<table>
<tr><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>ボーナス一括払い</td><td>リボルビング払い</td></tr>
<tr><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>1～6</td><td>＊</td></tr>
<tr><td>14.75</td><td colspan="4">15</td><td>0</td><td>15</td></tr>
<tr><td>8.16</td><td>10.20</td><td>12.24</td><td>13.60</td><td>16.32</td><td>0</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>ボーナス一括払い</td><td>リボルビング払い</td></tr>
<tr><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>1～6</td><td>＊</td></tr>
<tr><td colspan="2">17.75</td><td colspan="3">18.00</td><td>0</td><td>18.00</td></tr>
<tr><td>9.84</td><td>12.30</td><td>14.76</td><td>16.40</td><td>19.68</td><td>0</td><td></td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

新旧対比表(HaLuCa規定集)

●「旧」欄:削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄:追加・修正箇所を赤字で表示
≪個人会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項≫

<table>
<tr><th>【旧】2025年12月9日改定
個人会員規約</th><th>【新】2026年12月30日改定
個人会員規約</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>支払回数（回）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td colspan="2">0</td><td>12.25</td><td>13.50</td><td>13.75</td><td>14.50</td></tr>
<tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td colspan="2">0</td><td>2.04</td><td>3.40</td><td>4.08</td><td>6.80</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>支払回数（回）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td colspan="2">0</td><td>14.75</td><td>16.25</td><td>16.75</td><td>17.50</td></tr>
<tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td colspan="2">0</td><td>2.46</td><td>4.10</td><td>4.92</td><td>8.20</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>(ゴールド会員)
<table>
<tr><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>ボーナス一括払い</td><td>リボルビング払い</td></tr>
<tr><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>1～6</td><td>＊</td></tr>
<tr><td>14.75</td><td colspan="4">15</td><td>0</td><td>15</td></tr>
<tr><td>8.16</td><td>10.20</td><td>12.24</td><td>13.60</td><td>16.32</td><td>0</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>ボーナス一括払い</td><td>リボルビング払い</td></tr>
<tr><td>12</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>24</td><td>1～6</td><td>＊</td></tr>
<tr><td colspan="2">17.75</td><td colspan="3">18.00</td><td>0</td><td>18.00</td></tr>
<tr><td>9.84</td><td>12.30</td><td>14.76</td><td>16.40</td><td>19.68</td><td>0</td><td></td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>支払回数（回）</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td>0</td><td>12.25</td><td>13.50</td><td>13.75</td><td>14.50</td></tr>
<tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td>0</td><td>2.04</td><td>3.40</td><td>4.08</td><td>6.80</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>支払回数（回）</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>支払期間(ヵ月)</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td></tr>
<tr><td>手数料率(実質年率)(%)</td><td>0</td><td>14.75</td><td>16.25</td><td>16.75</td><td>17.50</td></tr>
<tr><td>ショッピング利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)</td><td>0</td><td>2.46</td><td>4.10</td><td>4.92</td><td>8.20</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>2025年12月9日改定
個人情報の取扱いに関する同意条項</td><td>2026年12月30日改定
個人情報の取扱いに関する同意条項</td><td></td></tr>
<tr><td>第1条(定義)</td><td>第1条(定義)</td><td></td></tr>
</table>

新旧対比表(HaLuCa規定集)

●「旧」欄:削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄:追加・修正箇所を赤字で表示
≪個人会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項≫

【旧】2025年12月9日改定 個人会員規約	【新】2026年12月30日改定 個人会員規約	備考
1　本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力(以下「支払能力等」といいます。)に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち株式会社〇〇銀行(以下「当行」といいます。)が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。	1　本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力(以下「支払能力等」といいます。)に関する情報の収集および~~当該機関の加盟会員~~当該個人信用情報機関と信用情報提供契約を締結した与信事業者(以下「加盟事業者」といいます。)に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち株式会社〇〇銀行(以下「当行」といいます。)が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。	
第2条(取引を遂行する目的での個人情報の取扱い)	第2条(取引を遂行する目的での個人情報の取扱い)	
2　前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者(以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。)に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第4条に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、第7条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。	2　前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者(以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。)に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第4条に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、第~~7~~8条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。	
第3条(取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用)	第3条(取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用)	
2　当行のクレジット関連事業は、クレジットカードおよび融資等です。事業内容の詳細は、当行ウェブサイトまたは定款においてご確認いただけます。	2　当行のクレジット関連事業は、クレジットカードおよび融資等です。事業内容の詳細は、当行ウェブサイト~~または定款~~においてご確認いただけます。	
第4条(個人信用情報機関)	第4条(個人信用情報機関)	
3　加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。	3　加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、~~加盟会員企業~~加盟事業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。	
	4　CICは、同社が保有する信用情報を分析のうえ算出した「指数」とその「算出理由」を「クレジット・ガイダンス情報」として当該情報の本人および同社の加盟事業者に限って提供しております。クレジット・ガイダンス情報は、同社の加盟事業者においては、与信判断の目的でのみ提供され利用されます。「クレジット・ガイダンス」の詳細については、上記CICのホームページをご確認ください。	
第5条(個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等)	第5条(個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等)	

新旧対比表(HaLuCa規定集)

●「旧」欄:削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄:追加・修正箇所を赤字で表示
≪個人会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項≫

<table>
<tr><th>【旧】2025年12月9日改定
個人会員規約</th><th>【新】2026年12月30日改定
個人会員規約</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>2　前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報には、当該個人信用情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人信用情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報が含まれます。貸付自粛情報とは、本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないように求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報をいいます。</td><td>2　前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報~~には、当該個人信用情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人信用情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報が含まれます。貸付自粛情報とは、本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないように求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報をいいます。~~は、第7条(3)に定められた情報とします。</td><td></td></tr>
<tr><td>第6条(個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意)</td><td>第6条(個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意)</td><td></td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">登録される情報</th><th colspan="3">個人信用情報機関別の登録される期間</th></tr>
<tr><th>全国銀行個人信用情報センター</th><th>株式会社シー・アイ・シー(CIC)</th><th>株式会社日本信用情報機構(JICC)</th></tr>
<tr><td>①本人を特定するための情報</td><td>登録情報②③④⑤⑥⑦のいずれかが登録されている期間</td><td colspan="2">登録情報②③④のいずれかが登録されている期間</td></tr>
<tr><td>②本契約の申込に係る情報</td><td>当行が個人信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間</td><td>当行が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間</td><td>照会日から6ヵ月以内</td></tr>
<tr><td>③本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実</td><td>契約期間中および契約終了日(完済日)より5年を超えない期間</td><td>契約期間中および契約終了後5年以内</td><td>契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</td></tr>
<tr><td>④本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実</td><td>契約期間中および契約終了日(完済日)より5年を超えない期間</td><td>契約期間中および契約終了後5年間</td><td>契約継続中および契約終了後5年以内</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">登録される情報</th><th colspan="3">加盟個人信用情報機関別の登録される期間</th></tr>
<tr><th>全国銀行個人信用情報センター</th><th>株式会社シー・アイ・シー(CIC)</th><th>株式会社日本信用情報機構(JICC)</th></tr>
<tr><td>①本人を特定するための情報</td><td>登録情報②③④⑤⑥⑦のいずれかが登録されている期間</td><td colspan="2">登録情報②③④のいずれかが登録されている期間</td></tr>
<tr><td>②本契約の申込に係る情報</td><td>当行が個人信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間</td><td>当行が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間</td><td>照会日から6ヵ月以内</td></tr>
<tr><td>③本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実</td><td>契約期間中および契約終了日(完済日)より5年を超えない期間</td><td>契約期間中および契約終了後5年以内</td><td>契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</td></tr>
<tr><td>④本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実</td><td>契約期間中および契約終了日(完済日)より5年を超えない期間</td><td>契約期間中および契約終了後5年間</td><td>契約継続中および契約終了後5年以内</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

新旧対比表(HaLuCa規定集)

●「旧」欄:削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄:追加・修正箇所を赤字で表示
≪個人会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項≫

【旧】2025年12月9日改定 個人会員規約	【新】2026年12月30日改定 個人会員規約	備考
3　本人会員等は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が、加盟個人信用情報機関から前項に定める個人情報の提供を受け、支払能力等の調査の目的の達成に必要な限度で利用することに同意します。	~~3　本人会員等は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が、加盟個人信用情報機関から前項に定める個人情報の提供を受け、支払能力等の調査の目的の達成に必要な限度で利用することに同意します。~~	
	第7条(加盟個人信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意)	
	本人会員等は加盟個人信用情報機関が、加盟事業者による本人会員等の支払能力等調査に資することを目的に、その保有する個人情報であって、加盟事業者における与信判断に用いられることを予定する情報(以下「信用情報」といいます。)を以下のとおり利用することおよび当該情報を加盟事業者に提供することに同意します。	
	(1)加盟個人信用情報機関が保有する信用情報 加盟個人信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。 ①加盟事業者(当行を含みます。)から提供を受けた個人情報。当該情報の種類および概要は、第6条第2項に掲げられたものと同様です。 ②加盟個人信用情報機関が収集した①以外の情報。当該情報には、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報(本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないよう求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報)が含まれます。 ③加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報	
	(2)加盟個人信用情報機関による信用情報の利用 加盟個人信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。 ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他加盟個人信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 ②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 (3)加盟個人信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供 加盟個人信用情報機関は、信用情報((1)①②③)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報((1)①)を、提携個人信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します 。	
第7条(機微情報の取扱い)	第8条(機微情報の取扱い)	
第8条(個人情報の公的機関等への提供)	第~~8~~9条(個人情報の公的機関等への提供)	
第9条(個人情報の〇〇株式会社への提供)	第~~9~~10条(個人情報の〇〇株式会社への提供)	
第10条(個人情報の開示・訂正・削除)	第~~10~~11条(個人情報の開示・訂正・削除)	

新旧対比表(HaLuCa規定集)

●「旧」欄:削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄:追加・修正箇所を赤字で表示
≪個人会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項≫

【旧】2025年12月9日改定 個人会員規約	【新】2026年12月30日改定 個人会員規約	備考
1　会員等は、当行に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第14条に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。	1会員等は、当行に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第~~14~~15条に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。	
第11条(本同意条項に不同意の場合)	第~~11~~12条(本同意条項に不同意の場合)	
2　本人会員等が第5条第1項、第6条第1項および第3項ならびに第8条の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。	2　本人会員等が第5条第1項、第6条第1項~~および第3項ならびに第8条~~、第7条および第9条の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。	
3　本人会員等は、本同意条項のうち、第2条第1項、第5条第1項、第6条第1項および第3項ならびに第8条に定める同意につき、撤回することはできません。	3　本人会員等は、本同意条項のうち、第2条第1項、第5条第1項、第6条第1項~~および第3項ならびに第8条~~、第7条および第9条に定める同意につき、撤回することはできません。	
第12条(第3条第1項の同意の撤回)	第~~12~~13条(第3条第1項の同意の撤回)	
2　第3条第1項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第14条記載のお問合せ窓口にお問合せください。	2　第3条第1項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第~~14~~15条記載のお問合せ窓口にお問合せください。	
第13条(本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用)	第~~13~~14条(本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用)	
1　本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第2条、第5条および第6条に定める範囲で利用または提供されます。	1　本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第2条、第5条~~および~~、第6条および第7条に定める範囲で利用または提供されます。	
2　本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当行は第2条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第5条および第6条に定める範囲で利用または提供されます。	2　本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当行は第2条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第5条~~および~~、第6条および第7条に定める範囲で利用または提供されます。	
第14条(お問合せ窓口)	第~~14~~15条(お問合せ窓口)	
第15条(条項の変更)	第~~15~~16条(条項の変更)	

以上